

第5号議案 「手話言語法制定に関わる特別決議」の件

2017年12月19日、国際連合（略称：国連）第72回総会において、9月23日を「手話言語の国際デー（International Day of Sign Languages）」と宣言する決議を採択しました。9月23日を手話言語の記念日と定め、国連に加盟しているすべての国が祝い、自国における取り組みを促すために制定されたものです。

わが国では2010年に手話言語法制定を求める運動を開始してから、早や8年が経過しましたが、障害者基本法に「言語(手話を含む)」と明記されているものの、各省庁の施策の状況などを見ると、手話言語がまだコミュニケーション手段の一つとして認識されているに留まっています。

2016年3月3日に1788全自治体で手話言語法制定を求める意見書が採択されたのを皮切りに、手話を広める知事の会は2016年10月16日に47全都道府県知事が入会、全国手話言語市区長会も2018年2月6日現在で392市長、準会員として9町村長が入会、2018年2月20日現在で128自治体（16県/100市/12町）において手話言語条例が制定、2017年12月18日に手話を広める知事の会から「手話言語法の制定」について国へ要望書が提出されました。

また、2010年7月にカナダ・バンクーバーで開催された第21回聴覚障害教育国際会議では、130年前の1880年にミラノで開催された同会議における「ろう教育から手話を排除する」という内容の決議が撤廃され、ろう者が教育を受けるうえで、手話言語は人間関係や知識を深めるうえでも重要な役割を果たす言語であると正式に認められました。

私たちは長い間、耳が聞こえない、音声言語を話せないという理由だけで、理不尽な差別を受け、命や人権、財産を奪われ、社会から排除されてきました。そのような状況の中で私たちを支えてきたのは、「手話言語」です。まさに「手話はいのち」でした。手話言語は私たちろう者にとって「生きる力」となったのです。

今こそ「手話言語法」をつくるべきです。私たちが社会への完全参加と平等を実現し、共生社会を構築していく必要があります。国が一日も早く「手話言語法」を制定するよう、ここに強く求めます。

以上、決議します。

2018年6月10日

第66回 全国ろうあ者大会